

神奈川県富士山火山広域避難指針

神奈川県富士・箱根火山対策連絡会議

溶岩流ワーキンググループ

令和6年4月

目次

はじめに

I 広域避難の検討に当たっての前提条件

- 1 広域避難に関する協議手続きと本指針の目的・・・・・・・・・・ 1
- 2 広域避難における留意点・・・・・・・・・・ 1
- 3 対象とする火山現象・・・・・・・・・・ 2
- 4 溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア・・・・・・・・・・ 3
- 5 溶岩流到達時間・・・・・・・・・・ 4
- 6 避難対象者・・・・・・・・・・ 4

II 広域避難の要領

- 1 広域避難を実施する県の組織と連絡調整の体制・・・・・・・・・・ 5
- 2 広域避難判断・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 広域避難判断のタイミングと周知・・・・・・・・・・ 5
 - (2) 広域避難を呼びかける対象・・・・・・・・・・ 6
- 3 広域避難の検討・・・・・・・・・・ 6
 - (1) 広域避難先の確保・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 避難手段・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 避難所での受入・・・・・・・・・・ 7
 - (4) 避難に係る調整要領・・・・・・・・・・ 7
 - (5) 二次避難・・・・・・・・・・ 8
- 4 県による総合調整・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 避難先・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 避難ルート・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 避難者支援・・・・・・・・・・ 8
- 5 今後の検討事項・・・・・・・・・・ 9

(資料)

- 別添 1 市町別影響想定範囲（溶岩流）
- 別添 2 資源配分体制
- 別添 3 指定公共機関、指定地方公共機関一覧
- 別添 4 市町村による広域避難先調整要領
- 別添 5 県による広域避難先調整要領

はじめに

令和3年3月に新たな富士山ハザードマップが公表され、本県の相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町の7市町に溶岩流が到達する可能性が示されたため、神奈川県及び同7市町が火山災害警戒地域に加わることとなった。

神奈川、静岡、山梨の3県、関係市町村や関係機関等で構成する富士山火山防災対策協議会では、新たなハザードマップに対応するため、令和3年度に富士山火山広域避難計画検討委員会を設置し「安全に避難できる可能性を最大化」を基本方針に、富士山火山避難基本計画を改定した。

本県においてもこの基本計画で示す考え方を前提として、富士山噴火が発生し、溶岩流など想定される火山現象により、本県が被害を受ける恐れがある場合において、災害対策基本法に定める広域避難が必要となった場合、県と市町村が連携し、円滑な避難が実施できるよう、富士・箱根火山対策連絡会議・溶岩流ワーキンググループの検討を基に、神奈川県富士山火山広域避難指針を定めることとした。

今後、県及び市町村は、本指針を参考に、万一の事態には、円滑な広域避難の実施に努めるとともに、平時においては、避難に係る課題の検討を深め、より詳細な避難計画等の策定に努めることとする。

なお、本指針における「広域避難」とは、災害対策基本法第61条の4に規定する広域避難及び同法第86条の8第1項に規定する広域一時滞在をいう。すなわち、「広域避難」とは、当該市町村区域から他の市町村区域に避難した場合をいう。

令和6年4月

神奈川県富士・箱根火山対策連絡会議・溶岩流ワーキンググループ

I 広域避難の検討に当たっての前提条件

1 広域避難に関する協議手続きと本指針の目的

(災害対策基本法の規定)

- 未曾有の激甚災害となった東日本大震災で、多くの被災地外への避難者が発生したことを受け、平成 24 年の災害対策基本法の改正で、発災後の市町村域外への避難に関する協議手続きが定められた。また、近年の水害が頻発化する状況を受け、令和 3 年の同法の改正で、災害発生のおそれの段階での広域避難に係る協議手続きが定められた。
- 同法に基づく協議手続きでは、広域避難の協議は、一義的には、市町村が行うこととなっており、市町村からの要請や求めに基づき、県が調整や協議を行う調整規定も整備されている。

(本指針の目的)

- 令和 3 年 3 月に、富士山火山防災対策協議会が公表したハザードマップによれば、溶岩流が県北西部の 7 市町に到達する可能性があり、到達範囲が市町域の広範囲に及ぶ場合は、市町域外への広域避難が必要になる。
- 一般に噴火現象は不確定性が高いため、噴火からの避難は、ハザードマップを基本としつつも、実際に噴火の規模や予想される噴火現象、被害の様相などを考慮し、総合的に判断し、臨機な対応が求められる。
- 噴火が切迫ないし発生している中、行政内部では、状況判断と対応に時間がとられるため、想定される火山現象からの避難の手順や考え方を予め整理しておくことが、広域避難に係る事務を円滑に行うために必要である。
- そこで、富士山噴火の内、ハザードマップで示されている溶岩流を対象に、本指針を定め、市町村と共有するものとする。
- なお、ハザードマップで想定される現象として降灰があるが、現在、国において、避難を含めた対処の考え方の整理が行われているところであり、その知見が示された後に、「降灰」の影響を踏まえた、本指針の見直しを検討するものとする。

2 広域避難における留意点

広域避難を検討するにあたって、次のような通常の避難との違いや火山災害の特徴等に留意することが必要となる。

- 避難に時間を要するため、リードタイムを大きく取り、早めの判断、呼びかけを行うこと。
- 避難の開始時期が発災前である場合があること、避難場所が市町村域外であること、移動が自家用車や公共交通機関となる場合があることなど、通常の避難との違いを分かり易く周知すること。
- 避難対象者が多数にのぼるため、避難先の確保が難しく、かつ、道路や公共交通機関の混雑も想定される。そのため、安全が確保できる知人・親戚宅

等への早期の自主的な避難を呼びかけること。

- 公共交通機関の停止などで、移動手段の確保が困難になる可能性があること。
- 長い移動距離と時間を要する広域避難では、避難行動要支援者の避難に関して、負荷の少ない近隣への避難、負担の少ない避難手段の確保などに留意する必要があること。
- 富士山噴火に関しては、ハザードマップで溶岩流は、到達範囲と時間の目安が示されているが、降灰に関しては、時間の目安はない。また、実際の噴火時は、噴火口の場所や、噴火の規模や様相から、避難方法を検討する必要があるため、気象庁等からの噴火や降灰に関する情報を基に、臨機に先手をとって判断し、住民に適切に周知すること。

3 対象とする火山現象

本指針では、富士山ハザードマップに示されている表1の火山活動に直接起因する現象のうち、本県に影響がある「溶岩流」を対象とする。

(表1)

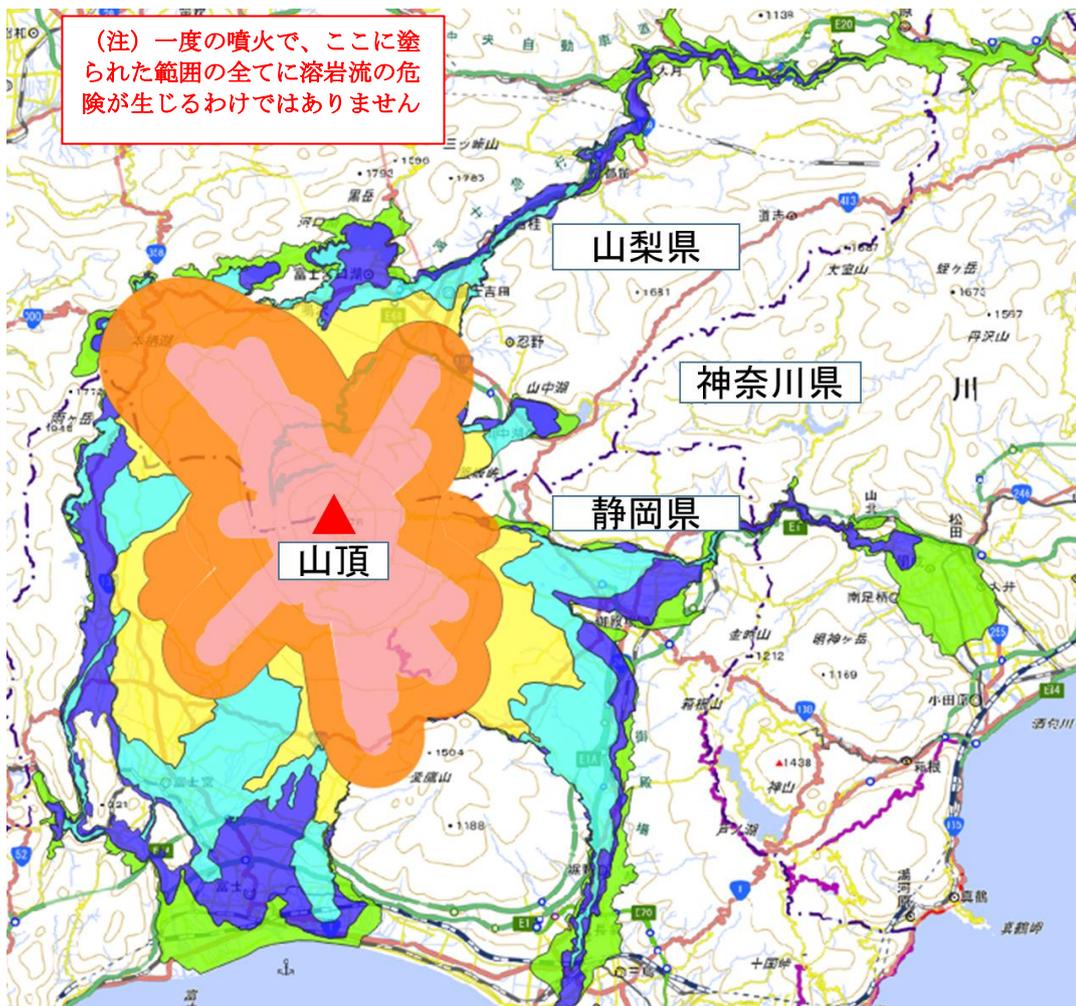
火山活動に直接起因する現象	本県への影響	本指針での対応
①火口形成 ②火砕流 ③大きな噴石	無	無
④溶岩流	有	有
⑤融雪型火山泥流 ⑥降灰 ⑦降灰後土石流	有	無

※⑤融雪型火山泥流、⑥降灰、⑦降灰後土石流については、本指針では取り扱わない。将来の、国（内閣府）、富士山火山防災協議会等による検討を踏まえ、必要に応じて、本指針を改定する。

4 溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア

- 溶岩流の影響想定範囲は、富士山ハザードマップに示されている溶岩流が到達する可能性のある範囲とする（図1）。なお、拡大図を県内市町別に別添1で示した。
- 避難対象エリアは、予想される影響により第1次から第6次まで6つに区分されているが（表2）、本県に係るものは第5次及び第6次避難エリアのみである。

（図1）



（表2）

区分	予想される影響
第1次避難エリア	火口ができる可能性がある
第2次避難エリア	噴火直後に火砕流や大きな噴石による影響がある
第3次避難エリア	溶岩流が3時間以内に到達する
第4次避難エリア	溶岩流が3時間～24時間に到達する
第5次避難エリア	溶岩流が24時間～7日に到達する
第6次避難エリア	溶岩流が7日間以上たってから到達する（最大で57日間）

5 溶岩流到達時間

噴火開始後から溶岩流が到達するまでの最短時間（最短到達時間）は、富士山ハザードマップ検討委員会報告書（令和3年3月）で、県内市町村別に示されている。その内容は、表3のとおりである。

なお、最短到達時間は避難に係る時間の目安で、噴火の強さや規模、流下する溶岩流の幅や厚さによって、到達時間は異なることに留意する必要がある。ただし、県境への最短到達時間は33時間（山北町）と見込まれており、避難開始まで噴火後1日程度の猶予があると考えられる。

（表3）

公共施設・市町村境界		溶岩流		公共施設・市町村境界		溶岩流	
		最短到達時間				最短到達時間	
相模原市 （緑区）	市町村境界	227時間 （9日と11時間）		松田町	市町村境界	148時間 （6日と4時間）	
	役所庁舎	到達しない			役場庁舎	999時間 （41日と15時間）	
小田原市	市町村境界	413時間 （17日と5時間）		山北町	市町村境界	33時間 （1日と9時間）	
	役所庁舎	到達しない			役場庁舎	839時間 （34日と23時間）	
南足柄市	市町村境界	80時間 （3日と8時間）		開成町	市町村境界	128時間 （5日と8時間）	
	役所庁舎	到達しない			役場庁舎	269時間 （11日と5時間）	
大井町	市町村境界	740時間 （30日と20時間）					
	役場庁舎	1,037時間 （43日と5時間）					

6 避難対象者

- 富士山ハザードマップで示された溶岩流の到達範囲の推計人口は、表4のとおりであり、これが基本的に立ち退き避難の対象となる最大人口である。
- 広域避難の対象は、市町村が、域内の安全が確保できる避難所等の状況から、判断することになる。

（表4）（単位：人）

市町名	総人口	第5次避難 対象エリア(A) ※1	第6次避難 対象エリア(B) ※2	避難対象エリア内 人口 (A)+(B)
相模原市	725,493	0	4,852	4,852
小田原市	188,856	0	21,265	21,265
南足柄市	40,841	1,150	30,602	31,752
大井町	17,129	0	14,647	14,647
松田町	10,836	0	7,560	7,560
山北町	9,761	2,591	4,743	7,334
開成町	18,329	592	17,737	18,329
合計	1,011,245	4,333	101,406	105,739

※1 溶岩流が24時間～7日に到達するエリア（令和2年国勢調査の人口メッシュにより推計）

※2 溶岩流が7日間以上たってから到達するエリア（最大で57日間）

II 広域避難の要領

1 広域避難を実施する県の組織と連絡調整の体制

- 富士山噴火による広域避難が必要になる局面では、県は災害対策本部を設置し、県災害対策本部の統制部市町村応援班が、市町村からの要請に基づき、広域応援や被災者支援の調整を一義的に担う。
- 市町村応援班の連絡窓口については、県は、本部設置後、速やかに市町村や輸送事業者、防災関係機関に周知する。
- 避難先の調整や協議手続き、災害救助法の適用を含む避難者支援、広域避難に必要な移動手段の確保などについて、県は、「市町村応援班」(別添2参照)において、救助実施市や輸送関係事業者、国機関などと連携して一元的に調整を行う。
- 特に、火山災害にあたっては、火山活動の観測を担う気象庁、交通規制や道路啓開に当たる県警察、道路管理者等との連携を強化し対応する。
- また、県は、通常の通信環境が途絶えても着実な連絡調整を可能とするため、防災行政通信網を令和5年度までの予定で再整備を進めている。災害発生時は、市町村や消防に配備した通信網の専用の携帯型端末(スマートフォン)を通じて、映像を含めた情報共有、連絡調整を行う事を想定している。
- さらに、県は、市町村連絡員を被災市町村に派遣し、市町村と県本部との連絡調整に当たることとしている。

2 広域避難の判断

(1) 広域避難判断のタイミングと周知

- 市町村は気象庁が発する噴火警報、噴火警戒レベルや噴火の状況(火口位置を含む)、様相を確認し、避難の必要性を判断する。広域避難は、協議や移動等に時間を要し、十分なリードタイムが必要であることを踏まえ、噴火警戒レベル4(高齢者等避難)などよりも前の段階から検討に着手する必要がある。なお、噴火警戒レベルは必ずしも段階的にでるとは限らず、初報でレベル5(避難)が出ることもあり得ることに留意する。
- 特に、本県に溶岩流の影響が及ぶのは、噴火口の位置等によるため、気象庁などの情報から、噴火の状況や様相を確認し、避難の必要性を判断する必要がある。
- 市町村は、域内の避難所への避難や屋内退避、安全な親戚宅や堅牢な建物への避難等と併せ、広域避難の周知方法等についても予め検討しておくことが望まれる。周知に当たっては、次の事項について留意する。
 - ・ 通常の避難と違い、避難先が別の市町村の避難所であること。
 - ・ 移動が自家用車や公共交通機関等であること。
 - ・ 避難のタイミングは、自市町村内での避難と比較して、より早い段階であること。

- ・ 溶岩流の流下範囲外であっても、道路が寸断され孤立する可能性がある地域は、溶岩流の影響を受ける前に避難させること

また、住民がとるべき行動が伝わるよう、通常の避難とは区別した呼びかけ方法（名称等含め）を予め検討しておくことが望ましい。

（２）広域避難を呼びかける対象

- 溶岩流の影響範囲に所在する住民等は原則、安全な場所への立ち退き避難の対象となる。ハザードマップ情報を基本に、万一、ハザードエリアを超える影響が見込まれる場合は、避難対象地域の拡大を速やか、かつ臨機に判断決定し、周知する。
- そのため、噴火に関わる気象庁や県からの情報に留意するとともに、県は、機を逸することなく、適時適格な助言等を行うものとする。
- また、市町村は、域内の避難所への避難、域外への広域避難の対象の区分け等の考え方について、予め検討しておくことが望ましい。

3 広域避難の検討

（１）広域避難先の確保

- 事前の広域避難先の検討【平時】
 - ・ 広域避難の規模によっては、避難者が膨大になることも想定されるため、安全が確保できる親戚・知人宅への自主的な避難を早めに呼びかけることが通常の避難以上に重要になることに留意する。
 - ・ 市町村は、あらかじめ隣接市町村または県内外の自治体と、広域避難に係る協定などを含め、避難者の受入について調整、協議を行っておくことが望ましい。
- 発災後、又はまさに発災しようとするとき【噴火発生時】
 - ・ 県内に溶岩流が流下する可能性が生じた場合、避難に係る時間的猶予が短い第5次避難対象エリアから第6次避難対象エリアの市町の順番で避難する。
 - ・ その際、第5次避難対象エリアの市町の避難者は、神奈川県東部地域への広域避難を行う。
 - ・ 第6次避難対象エリアの市町の避難者は、噴火の状況に応じて市町村が県内の他の市町村への避難を調整するが、県内の避難所で避難者の収容が困難な場合は、県外への広域避難を検討する。
 - ・ これら広域避難の避難先の調整は、県が避難先となる受入市町村と調整の上、決定する。
 - ・ 避難実施市町村は、県外の自治体に避難が必要と判断する場合は、県に避難先となる都道府県との協議を要請する。
 - ・ 受入市町村は、避難者を受け入れる避難所を決定し、避難実施市町村等

に伝達する。また、必要に応じて、避難実施市町と連携して、一時集結地の設置を検討する。

(2) 避難手段

○ 主な避難手段

想定される避難手段は、次のとおり。

- ・ 自家用車
- ・ 公共交通機関
- ・ 徒歩
- ・ その他（行政が手配する車両等）

○ 避難手段の考え方

- ・ 避難実施市町から避難先への避難手段については、「富士山火山避難基本計画」の内容を踏まえる。
- ・ 避難先への移動は、公共交通機関を基本に、自家用車の利用も含め、避難者が自ら移動することを基本とする。自家用車による避難は、避難先と予め、その可否や駐車場所などについて調整を行う。
自ら移動が困難な避難行動要支援者の避難先、移動方法については、安全が確保できることを前提に、移動に負担の少ない近隣への避難、車両による避難など、個別避難計画と併せて予め検討しておくことが望ましい。
- ・ 自家用車での避難の可否については、事故による通行止め、避難場所駐車スペース満車に伴う渋滞の発生、火山灰の影響による視界不良での速度低下、スタック車両の発生など、不確定要素を考慮すること。
- ・ また、避難が集中することによる、渋滞を抑制する必要があるため、各地域の特性に応じて可能な限り近隣への避難先の確保や、同一エリア内で、避難開始に時間差を設けることなどをあらかじめ検討し、住民に周知する。
- ・ さらに、渋滞を可能な限り回避するため、県や県警察、道路管理者と連携し、適切な避難ルートを選定と周知、渋滞情報等のきめ細かな情報発信に努める。
- ・ 公共交通機関の停止や避難行動要支援者の移動等にかかる移動手段の確保が必要になるケースも想定される。移動手段の確保については、市町村は予め、輸送関係事業者との協定等に努める他、県に調整・確保を依頼する。県が、協定を締結している事業者、県が法に基づく要請が可能な事業者（指定（地方）公共機関）は、別添3のとおり。なお、広域避難の規模が大きい程、調達に時間を要することに留意する。

(3) 避難所での受入

- 受入市町村は指定した避難所で避難者を受け入れる。受け入れに係る費用は、避難実施市町が（災害救助法が適用された場合は県）が負担する

ことに留意する。

- 受入市町村及び避難実施市町は、避難所の運営に係る物資や人員等について応援が必要な場合は、県に要請する。

(4) 避難に係る調整要領

- 避難実施市町が広域避難先を調整する場合は、別添4を参考に実施する。
- 県が広域避難場所を調整する場合は、別添5とおりに実施する

(5) 二次避難

- 避難実施市町は、長期避難が見込まれる場合、一次避難で安全が確保できたのち、応急仮設住宅等への二次避難を調整する。

4 県による総合調整

(1) 避難先

- 事前の広域避難先の確保【平時】
 - ・ 県は、市町村から一時集結地の設置に関して相談があった場合は、県有施設の利用等について、調整を行う。
※一時集結地：被災者が噴火時の危険を回避するため、受入避難所が確定するまで、一時的に滞在する場所。
 - ・ また、市町村から事前の避難先の確保の相談があった場合は、関係市町村との調整等、支援に努める。
- 発災後、又はまさに発災しようとする時【噴火発生時】
 - ・ 県は、県内の他の市町村への避難について、避難実施市町から求めがあった場合は、調整を行う。
 - ・ 広域避難の避難先の調整は、県が避難先となる受入市町村と調整の上、決定する。
 - ・ 県は、複数の市町が広域避難を実施する場合などに、避難先や避難ルート、移動手段の確保等に関して市町村間での調整が必要と判断した場合、調整を行う。
 - ・ 県は、市町村が実施する広域避難が円滑に行くよう、噴火口の位置、溶岩流の流下状況や見込み等、の情報収集に努め、气象台等の国機関、県警察、輸送事業者等と連携し、必要な助言や総合調整に努める。
- 他都道府県との調整
 - ・ 県は、避難実施市町から県外への広域避難の求めがあった場合、他の都道府県と広域避難に係る調整を行う。
 - ・ 山梨県及び静岡県との広域避難に係る調整については、富士山火山避難基本計画（富士山火山防災対策協議会）に基づき、三県が相互に協力し、避難者の受入を行う。

(2) 避難ルート

- 県は、県警察や道路管理者と調整のうえ、道路の状況（緊急交通路の指定等）を考慮し、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関（運送事業者等）などに対して情報提供や助言を行う。

(3) 避難者支援

- 県は、県有施設を避難所として使用することについて、市町村から要請があった場合は、協力を努める。
- 県は、避難所の運営等に必要な物資や人員等の応援の要請があった場合は、国や全国知事会、協定事業者などを通じて、支援に努める。
- 県は、災害救助法を適用した場合は、速やかに対象市町村に伝達する。以後は、費用負担を含め、災害救助法の枠組みで避難所運営等を行う。
〔受入市町一事務委任により避難運営、繰替支弁、県への求償〕
〔県一費用負担〕
- 県は、避難者の一時集結地等への移動手段確保のため、必要がある場合、又は市町村から要請がある場合、指定公共機関や指定地方公共機関（運送事業者等）に対し、避難者の運送を要請する。

5 今後の検討事項

○ 避難対策のさらなる検討

広域避難の実施には、前項までに整理した事項の他、避難者の把握や連絡調整など、様々な課題がある。今後も、溶岩流、降灰除灰・処分ワーキンググループ等の検討を踏まえ、本指針の充実に努める。

市町村は、本指針も参考に、それぞれの実情に応じて、広域避難も含めた避難計画の策定を検討することが望ましい。

県は、市町村の避難対策の検討に対して、ワーキンググループ、広域避難研究会等を通じて、広域的な観点からの調整や助言、市町村と連携し、次項を含めた、本指針のバージョンアップに努めるほか、避難先の調整を含めた広域避難計画策定の支援をする。

○ 降灰対策等の検討

降灰に関しては、処理方法や避難のあり方など、様々な観点から国（内閣府）が検討を行っており、その内容を踏まえた検討が必要である。

本指針は、現時点で、ハザードマップで示された溶岩流を対象に広域避難の考え方や手順等を整理したが、噴火の状況によっては、溶岩流と降灰が同時に影響する事態も想定する必要がある。

降灰、降灰後土石流に係る対応については、国（内閣府）、富士山火山防災協議会等による検討を踏まえ、今後、必要に応じて、ワーキンググループで検討を行い、本指針への反映を検討することとする。